

長崎市民神の島プール警備業務仕様書

1 目的

長崎市民神の島プールの火災、盗難、不法侵入の予防と防止につとめ、施設物件の保全を図り、施設の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

2 警備任務

- (1) 火災、盗難及び不良行為の拡大防止
- (2) 事故確認・認知時における関係先への通報連絡及び現場対処
- (3) 事故報告書の提出
- (4) 警備実施の報告

3 警備方法

- (1) 警備業務は、警備業法第2条第5項に規定する機械警備（以下「機械警備」という。）とする。
- (2) 機械警備においては、熱線センサー、切替スイッチ等必要な機器等を取り付けることとし、警備機器等を既設の自動火災報知機に接続し、火災警備を行うこと。

4 警備基準時間

期 間	区 分	時 間
4月1日 ～ 7月20日	平日、土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）	0:00 ～ 12:00 20:00 ～ 24:00
9月1日 ～ 翌年 3月31日	休場日	0:00 ～ 24:00
7月21日 ～ 8月31日	毎日	0:00 ～ 9:00 21:00 ～ 24:00

5 警備時間

警備装置セット時から解除時までの間とする。

6 警備機器等の設置及び工事費

- (1) 警備機器等は、警備会社がこれを設置し、警備会社の所有とする。
- (2) 工事費及び諸手続費は、警備会社の負担とする。
- (3) 契約期間終了後、警備機器等を撤去する場合は、契約解除となった日から15日以内に原形に復旧すること。
- (4) 警備機器等は、一般電話回線を利用すること。

7 警備機構

(1) 警報装置

警備対象施設で発生した異常事態を、警備会社の監視センターへ自動的に通報する機能を有するものとし、設置場所は協議のうえ決定する。

(2) 警備会社の監視センター

警備会社は警備実施期間中、警備員 1 名以上を常駐させ受信装置を間断なく監視するとともに常に現地に 25 分以内に到着できる体制（以下「機動隊」という）を整え、機動隊との連絡を保持するものとする。

(3) 機動隊

常に警備会社の監視センターと連絡を保持し、警備対象施設の異常事態に備えるものとする。

8 緊急時における措置

(1) 巡回警備において、不法行為者や事故の発生を確認したときは、不法行為者の排除や事態の拡大防止に当たるとともに、必要に応じて関係機関に通報すること。

(2) 警報装置により長崎市民神の島プールに異常事態が発生したことを知ったときは、警備会社は機動隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止に当たるものとする。

(3) 機動隊は異常事態の状況を監視センターへ連絡し、必要に応じて関係機関へ通報すること。

(4) 警備会社は、指定管理者の緊急連絡者へ連絡するものとする。

9 保守点検

(1) 警備機器等は、常に良好な状況を維持し、毎日正常に作動しているか確認すること。

(2) 万一故障になった場合は、警備会社の責任において修理すること。

10 指定管理者の検査

指定管理者において、警備機器等の作動状況及び警備車配置状況を検査することがある。

11 損害賠償

警備会社の責に帰すべき理由により発生した事故及び損害についてについて、警備会社は損害賠償責任を負わなければならない。

12 報告書の提出

翌月の 15 日までに、毎日の警備業務の報告書を作成し指定管理者に提出すること。

13 緊急出動料金

緊急出動料金は、委託料に含むものとする。

14 指定管理者の緊急連絡者名簿の提出

指定管理者は、警備会社に対し緊急連絡者名簿を提出し、連絡者に変更あるときには遅滞なく文書をもって警備会社に通知するものとする。

15 鍵の預託

指定管理者は、警備会社に対し異常事態発生時の立ち入りのため建物等の出入口の鍵を預託し、警備会社は預託された鍵を責任をもって保管するものとする。